

第 138 期 決 算 公 告

平成21年6月29日

大阪府中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社
取締役社長 常陰 均

連結貸借対照表（平成21年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	605,348	預 金	11,909,027
コールローン及び買入手形	9,597	譲 渡 性 預 金	2,303,517
債券貸借取引支払保証金	295,941	コールマネー及び売渡手形	133,181
買入金銭債権	455,019	売 現 先 勘 定	1,236,775
特定取引資産	1,089,812	特 定 取 引 負 債	131,605
金 銭 の 信 託	22,102	借 用 金	1,460,149
有 価 証 券	4,794,815	外 国 為 替	532
貸 出 金	11,229,604	短 期 社 債	333,561
外 国 為 替	12,166	社 債	556,622
リース債権及びリース投資資産	668,368	信 託 勘 定 借	547,115
そ の 他 資 産	1,411,193	そ の 他 負 債	1,002,600
有 形 固 定 資 産	129,530	賞 与 引 当 金	6,100
建 物	33,405	退 職 給 付 引 当 金	8,539
土 地	84,735	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	890
リ ー ス 資 産	204	偶 発 損 失 引 当 金	6,302
建 設 仮 勘 定	944	移 転 関 連 費 用 引 当 金	698
その他の有形固定資産	10,241	繰 延 税 金 負 債	34
無 形 固 定 資 産	142,913	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	5,878
ソ フ ト ウ ェ ア	35,330	支 払 承 諾	422,947
の れ ん	106,980	負 債 の 部 合 計	20,066,080
その他の無形固定資産	602		
繰 延 税 金 資 産	207,740	（純資産の部）	
支 払 承 諾 見 返	422,947	資 本 金	287,537
貸 倒 引 当 金	166,971	資 本 剰 余 金	242,555
		利 益 剰 余 金	463,346
		自 己 株 式	453
		株 主 資 本 合 計	992,986
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	102,248
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	2,208
		土 地 再 評 価 差 額 金	4,511
		為 替 換 算 調 整 勘 定	10,111
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	119,080
		少 数 株 主 持 分	390,146
		純 資 産 の 部 合 計	1,264,052
資産の部合計	21,330,132	負債及び純資産の部合計	21,330,132

連結損益計算書 { 平成20年4月 1日から
平成21年3月31日まで }

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		1,062,122
信託報酬	64,448	
資金運用収益	371,801	
貸出金利息	207,679	
有価証券利息配当金	140,904	
コールローン利息及び買入手形利息	2,479	
債券貸借取引受入利息	289	
預け金利息	10,001	
その他の受入利息	10,446	
役務取引等収益	103,012	
特定取引収益	6,339	
その他の業務収益	492,260	
その他の経常収益	24,259	
経常費用		1,032,512
資金調達費用	197,628	
預金利息	92,882	
譲渡性預金利息	18,672	
コールマネー利息及び売渡手形利息	3,548	
売現先利息	28,391	
債券貸借取引支払利息	550	
借入金利息	11,394	
短期社債利息	2,381	
社債利息	12,849	
その他の支払利息	26,957	
役務取引等費用	27,351	
特定取引費用	58,367	
その他の業務費用	316,830	
その他の経常費用	211,096	
貸倒引当金繰入額	82,957	
その他の経常費用	138,280	
経常利益		29,609
特別利益		25,852
固定資産処分利益	1,644	
償却債権取立利益	905	
その他の特別利益	23,301	
特別損失		1,896
固定資産処分損失	1,476	
減損損失	419	
税金等調整前当期純利益		53,565
法人税、住民税及び事業税	45,937	
法人税等調整額	10,540	
法人税等合計利益		35,397
少数株主利益		10,221
当期純利益		7,946

連結注記表

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 37社

主要な会社名

住信リース株式会社
住信・松下フィナンシャルサービス株式会社
ファーストクレジット株式会社
すみしん不動産株式会社
住信アセットマネジメント株式会社
Sumitomo Trust and Banking Co.(U.S.A.)

なお、STB Preferred Capital 4 (Cayman) Limited ほか2社は設立により、当連結会計年度から連結される子会社及び子法人等としております。

また、HEISEI MARINE S.A.は清算により、当連結会計年度より連結される子会社及び子法人等から除外しております。

また、すみしんライフカード株式会社は増資に伴う議決権比率の低下により、当連結会計年度より連結される子会社及び子法人等から除外し持分法適用の関連法人等としております。

(2) 非連結の子会社及び子法人等

主要な会社名

住信iファンド 投資事業組合

ハミングバード株式会社ほか42社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、会社計算規則第63条第1項第2号により連結の範囲から除外しております。

また、その他の非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(3) 開示対象特別目的会社に関する事項

会社法施行規則第4条の規定により、当該特別目的会社に対する出資者又は当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社1社は、重要性が乏しいものであるため注記を省略しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連法人等 8社

主要な会社名

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
住信SBIネット銀行株式会社
ビジネスネクスト株式会社

なお、すみしんライフカード株式会社は増資に伴う議決権比率の低下により、当連結会計年度より連結される子会社及び子法人等から除外し持分法適用の関連法人等としております。

(2) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

主要な会社名

住信iファンド 投資事業組合

ハミングバード株式会社ほか42社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、会社計算規則第69条第1項第2号により持分法の対象から除いております。

また、その他の持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

11月末日 1社

12月末日 10社

1月末日 5社

3月末日 21社

- (2) 11月末日を決算日とする連結される子会社及び子法人等については、2月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、12月末日を決算日とする連結される子会社及び子法人等のうち1社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結される子会社及び子法人等については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

また、当連結会計年度より、連結される子会社及び子法人等1社は決算日を8月末日から3月末日に変更しております。

連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
5. のれん及び負ののれんの償却に関する事項
のれん及び負ののれんの償却については、その個別案件毎に判断し、20年以内の合理的な年数で償却しております。ただし、重要性の乏しいものについては、発生会計年度に全額償却しております。
6. 会計処理基準に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については連結決算日前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、株式以外の時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(イ)と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

当社の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～60年

その他 2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、主として定率法により償却しております。

無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5)貸倒引当金の計上基準

当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者並びにその他今後の管理に注意を要する債務者のうち一定範囲に区分される信用リスクを有する債務者で、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができるものについては、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等、債権の発生当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査各部が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク統括部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引当てております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は61,232百万円であります。

(6)賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7)退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

(8)睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(9)偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信託取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を個別に見積り、必要と認められる額を計上しております。

(10)移転関連費用引当金の計上基準

移転関連費用引当金は、東京地区拠点ビルの統廃合及び共同開発等に伴い発生する損失に備えるため、合理的な見積額を計上しております。

(11)外貨建資産・負債の換算基準

当社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(12)リース取引の処理方法

当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日以前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(13)重要なヘッジ会計の方法

(イ)金利リスク・ヘッジ

当社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下「業種別監査委員会報告第 24 号」という)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 15 号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間に応じ期間配分しております。

なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は 15,058 百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は 14,924 百万円(同前)であります。

(ロ)為替変動リスク・ヘッジ

当社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号。以下「業種別監査委員会報告第 25 号」という)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

(ハ)連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第 24 号及び同第 25 号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、個別取引毎の繰延ヘッジを行っております。

連結される子会社及び子法人等のヘッジ会計の方法は、個別取引毎の繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

(14)消費税等の会計処理

当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産の取得に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第 18 号平成 18 年 5 月 17 日)が平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。なお、これによる当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第 13 号平成 19 年 3 月 30 日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 16 号同前)が平成 20

年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。

(借手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、リース取引開始日が平成 20 年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

(貸手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更しております。なお、リース取引開始日が平成 20 年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)を「リース債権及びリース投資資産」の期首の価額として計上しております。

これにより、従来の方法に比べ、「リース債権及びリース投資資産」が 668,368 百万円、「有形固定資産」中の「リース資産」が 204 百万円、「その他の有形固定資産」が 454 百万円、「その他負債」が 6,597 百万円増加、「その他資産」が 661,143 百万円減少しております。また、経常利益及び税金等調整前当期純利益は 1,286 百万円それぞれ増加しております。

(債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い)

「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」(実務対応報告第 26 号平成 20 年 12 月 5 日)が公表されたことに伴い、同実務対応報告を適用し、平成 20 年 12 月 26 日に「その他有価証券」の一部を「満期保有目的の債券」の区分に変更しております。これにより、従来の方で保有した場合に比べ、「有価証券」は 2,933 百万円増加、「繰延税金資産」は 1,191 百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は 1,742 百万円増加しております。なお、区分変更した債券の概要等については、「(有価証券関係)」の「7. 保有目的を変更した有価証券」に記載しております。

表示方法の変更

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、区分掲記しておりました資産の部の「金融派生商品」(当連結会計年度 535,130 百万円)、及び負債の部の「金融派生商品」(当連結会計年度 459,873 百万円)は、資産総額の 100 分の 5 以下となったため、当連結会計年度より「その他資産」、及び「その他負債」に含めて表示しております。

(デリバティブ取引の時価評価による金融資産と金融負債の表示方法)

当連結会計年度より、「特定取引資産」及び「特定取引負債」並びに「その他資産」に含まれる金融派生商品及び「その他負債」に含まれる金融派生商品に計上しているデリバティブ取引に関し、個別の取引に係る信用リスクの軽減額を適正に表示するため、金融商品会計に関する実務指針に定める要件を満たす取引について、それぞれ相殺して表示しております。これにより、従来の方法に比べ「特定取引資産」及び「特定取引負債」は 1,499,769 百万円、「その他資産」及び「その他負債」は 1,622,747 百万円、それぞれ減少しております。

追加情報

(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)

変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって連結貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は 14,255 百万円増加、「繰延税金資産」は 5,787 百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は 8,467 百万円増加しております。

当該合理的に算定された価額は、当社から独立した第三者の価格提供者により提示されたものであり、割引現在価値やオプション価格計算モデル等に価格決定変数である国債の利回り及びスワップションのボラティリティ等を投入することにより算定されております。

また、有価証券のうち、海外クレジット投資関連の資産担保証券の一部については、従来、市場価格に準ずるものとして外部業者(ブローカー又は情報ベンダー)から入手する価格をもって連結貸借対照表計上額としておりましたが、これらの商品については実際の売買事例が極めて少なく、売手と買手の希望する価格差が著しく大きいため、外部業者から入手した価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、外部業者から入手した価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は 3,914 百万円増加、「繰延税金資産」は 1,589 百万円減少、「その他有価証券

評価差額金は1,071百万円増加、「その他の経常費用」は2,110百万円減少しております。
 なお、対象となる有価証券は、海外の住宅ローン債権担保証券、クレジットカード債権担保証券等の一部であり、これらの商品にかかる経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは割引現在価値、価格決定変数はデフォルト率、回収率、期限前償還率及び割引率等であります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資総額(連結される子会社及び子法人等の株式及び出資を除く)
57,543百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は21,990百万円、延滞債権額は133,070百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は5百万円であります。
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は21,809百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は176,875百万円であります。
 なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,184百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
特定取引資産	508,253百万円
有価証券	1,978,002百万円
貸出金	564,548百万円
リース債権及びリース投資資産	3,870百万円
その他資産	17,262百万円
担保資産に対応する債務	
預金	22,097百万円
売現先勘定	1,236,775百万円
借入金	722,281百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券699,234百万円、その他資産172百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は1,369百万円、保証金は16,681百万円、デリバティブ取引の差入担保金は50,144百万円あります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は8,486,202百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが7,079,786百万円あります。
 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要

に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布 法律第34号)に基づき、当社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布 政令第119号)第2条第1号に定める標準地の公示価格及び同条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 6,830百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 97,659百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額 27,658百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金150,000百万円が含まれております。
13. 社債には、劣後特約付社債541,622百万円が含まれております。
14. 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託607,193百万円、貸付信託159,492百万円であります。
15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は117,673百万円であります。
16. 1株当たりの純資産額 521円85銭
17. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機械の一部等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
18. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。
- | | |
|---------------|------------|
| 退職給付債務 | 238,929百万円 |
| 年金資産(時価) | 227,146 |
| 未積立退職給付債務 | 11,783 |
| 未認識数理計算上の差異 | 120,629 |
| 未認識過去勤務債務 | 1,043 |
| 連結貸借対照表計上額の純額 | 109,889 |
| うち前払年金費用 | 118,428 |
| 退職給付引当金 | 8,539 |
19. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率(国際統一基準)は、12.09%であります。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、株式関連派生商品取引に係る収益7,396百万円、株式等売却益7,229百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、株式等償却51,906百万円、内外クレジット投資関連の有価証券の減損損失48,928百万円を含んでおります。なお、当連結会計年度より内外クレジット投資関連の有価証券の処理に伴う損失については、「その他の経常費用」に含めて計上することとしております。
3. 「その他の特別利益」は、退職給付信託設定益21,538百万円及びレポ取引に係る誤納金返還等請求訴訟の判決の確定に伴う還付加算金1,763百万円であります。
4. 1株当たり当期純利益金額 4円74銭

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及び短期社債、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	735,197	394

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	331,712	338,881	7,169	7,169	0
地方債	50	50	0	0	-
短期社債	-	-	-	-	-
社債	24,288	24,431	142	142	0
その他	301,180	298,294	2,885	12,322	15,208
外国債券	301,180	298,294	2,885	12,322	15,208
合計	657,231	661,657	4,426	19,635	15,208

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. 海外クレジット投資関連の資産担保証券の一部については、従来、市場価格に準ずるものとして外部業者(ブローカー又は情報ベンダー)から入手する価格をもって時価としておりましたが、これらの商品については実際の売買事例が極めて少なく、売手と買手の希望する価格差が著しく大きいため、外部業者から入手した価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって時価としております。これにより、外部業者から入手した価格をもって時価とした場合に比べ、「外国債券」の時価及び差額は24,401百万円増加しております。

なお、対象となる有価証券は、海外の住宅ローン債権担保証券、クレジットカード債権担保証券等の一部であり、これらの商品にかかる経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは割引現在価値、価格決定変数はデフォルト率、回収率、期限前償還率及び割引率等であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	432,655	408,214	24,441	45,775	70,216
債券	1,540,872	1,561,195	20,323	22,416	2,093
国債	1,416,534	1,437,271	20,737	22,105	1,368
地方債	11,758	11,766	7	21	13
短期社債	-	-	-	-	-
社債	112,580	112,158	421	289	711
その他	2,126,369	2,061,444	64,925	14,383	79,309
外国株式	346	483	136	149	12
外国債券	1,634,165	1,588,837	45,328	10,677	56,006
その他	491,857	472,123	19,733	3,556	23,289
合計	4,099,898	4,030,854	69,043	82,575	151,618

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。当連結会計年度における減損処理額は、106,086百万円(うち、株式30,835百万円、社債1,283百万円、外国債券52,686百万円、その他21,280百万円)であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定において、有価証券の発行会社の区分が正常先に該当するものについては、時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合とし、今後の管理に注意を要する要注意先以下に該当するものについては、時価が取得原価に比べ30%以上下落した場合であります。なお、一部の有価証券については、上記に加え、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落し、かつ一定期間下落が継続している場合には、時価に回復可能性がないものとして減損処理を行っております。

4. 変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって連結貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「国債」の連結貸借対照表計上額及び評価差額は

14,255 百万円増加しております。

当該合理的に算定された価額は、当社から独立した第三者の価格提供者により呈示されたものであり、割引現在価値やオプション価格計算モデル等に価格決定変数である国債の利回り及びスワップションのボラティリティ等を投入することにより算定されております。

5. 海外クレジット投資関連の資産担保証券の一部については、従来、市場価格に準ずるものとして外部業者（ブローカー又は情報ベンダー）から入手する価格をもって連結貸借対照表計上額としておりましたが、これらの商品については実際の売買事例が極めて少なく、売手と買手の希望する価格差が著しく大きいため、外部業者から入手した価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、外部業者から入手した価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「外国債券」の連結貸借対照表計上額は、3,914 百万円増加、評価差額は 1,804 百万円増加しております。

なお、対象となる有価証券は、海外の住宅ローン債権担保証券、クレジットカード債権担保証券等の一部であり、これらの商品にかかる経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは割引現在価値、価格決定変数はデフォルト率、回収率、期限前償還率及び割引率等であります。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日）
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	9,096,368	148,577	19,077

6. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額（平成 21 年 3 月 31 日現在）

	金額(百万円)
その他有価証券 非上場内国債券	265,350

7. 保有目的を変更した有価証券

従来、「その他有価証券」に区分していた海外クレジット投資関連の資産担保証券の一部について、「満期保有目的の債券」に区分を変更しております。当該区分変更は、海外クレジット投資関連の資産担保証券の市場における取引が著しく停滞していることなどにより、「想定し得なかった市場環境の著しい変化によって流動性が極端に低下したことなどから、保有する債券を公正な評価額である時価で売却することが困難な期間が相当程度生じているような稀な場合」に該当すると判断したことによるものであり、平成 20 年 12 月 26 日に満期保有目的に変更する旨の意思決定を行った上で、振替時の時価（288,058 百万円）で変更を実施しております。

その他有価証券から満期保有目的の債券へ変更したもの（平成 21 年 3 月 31 日現在）

	時価(百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結貸借対照表に計上されたその他有価証券評価差額金の額(百万円)
外国債券	298,023	300,957	56,728

(注) 海外クレジット投資関連の資産担保証券の一部については、従来、市場価格に準ずるものとして外部業者（ブローカー又は情報ベンダー）から入手する価格をもって時価としておりましたが、これらの商品については実際の売買事例が極めて少なく、売手と買手の希望する価格差が著しく大きいため、外部業者から入手した価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって時価としております。経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を採用した債券の概要等については、「2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの」に記載しております。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成21年3月31日現在)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	389,030	632,675	677,942	482,948
国債	295,221	359,353	632,640	481,766
地方債	5,053	4,852	1,910	-
短期社債	-	-	-	-
社債	88,755	268,468	43,391	1,181
その他	41,310	1,422,326	342,177	527,973
外国債券	23,073	1,288,495	264,764	319,496
その他	18,236	133,830	77,413	208,476
合計	430,341	2,055,001	1,020,120	1,010,921

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	10,102	83

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他の 金銭の信託	12,000	12,000	-	-	-

(注)当連結会計年度末において、信託財産構成物に時価のある有価証券等は含まれておりません。

(重要な後発事象)

1. 当社は、平成21年5月15日開催の取締役会において、当社の子会社であるSTB Finance Cayman Limitedの発行した英ポンド建劣後特約付永久社債の一部について、買入消却することを決議致しました。買入消却される永久社債の概要は以下のとおりであり、平成21年5月29日に消却しております。

- (1)発行体 STB Finance Cayman Limited
- (2)証券の種類 英ポンド建劣後特約付永久社債
- (3)発行総額 500,000千ポンド
- (4)買入消却額 247,500千ポンド(額面金額ベース)
- (5)買入価格 額面50,000ポンドに対し37,500ポンド
- (6)買入日 平成21年5月26日
- (7)消却日 平成21年5月29日
- (8)消却益(見込) 9,514百万円

2. 当社は、平成21年5月25日開催の取締役会において、当社の子会社であるSTB Preferred Capital (Cayman) Limitedの発行した優先出資証券について、全額を償還する決議を行い、同社を解散する方針を決定致しました。

(1)償還する優先出資証券の概要

- 発行体
STB Preferred Capital (Cayman) Limited
- 償還する証券の種類、対象総額等
- 優先出資証券 8,300株
- 償還対象総額 830億円

償還予定日 平成 21 年 7 月 27 日

(2) 解散する子会社の名称及び概要

名称

STB Preferred Capital (Cayman) Limited

住所

英国領西インド諸島グランドケイマン島ジョージタウン市

資本金

普通株式 20 億円

優先出資証券 830 億円

主要な事業の内容

金融業

議決権の当社所有割合

100%